

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第4号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前											
(給水区域)										(給水区域)											
<p>第3条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。</p>										<p>第3条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。）<u>以下これらを「市町村域水道事業」という。</u>）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。</p>											
(給水装置工事の施行)										(給水装置工事の施行)											
<p>第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>										<p>第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が<u>市町村域水道事業の各事業ごとに</u>法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>											
2・3 (略)										2・3 (略)											
別表第1 (第26条関係)										別表第1 (第26条関係)											
1～5 (略)										1～5 (略)											
6 豊能水道事業										6 豊能水道事業											
メーターの口径		基本料金		従量料金 (水量1立方メートルにつき)						用途		メーターの口径		基本料金		従量料金 (水量1立方メートルにつき)					
13ミリメートル		1,255円		1立方メートル	6立方メートル	11立方メートル	21立方メートル	31立方メートル	41立方メートル	71立方メートル	20ミリメートル		1,180円		1立方メートル	11立方メートル	21立方メートル	31立方メートル	41立方メートル	71立方メートル	101立方メートル

20ミリメートル	1,830円	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以
25ミリメートル	3,180円	上5 立方	上10 立方	上20 立方	上30 立方	上40 立方	上70 立方	上 350円
30ミリメートル	4,650円	メー トル	メー トル	メー トル	メー トル	メー トル	メー トル	
40ミリメートル	8,440円	まで 130円	まで 160円	まで 180円	まで 250円	まで 310円	まで 340円	
50ミリメートル	13,610円							
75ミリメートル	32,210円							

7～13 (略)

別表第3 (第36条関係)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)

下		一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	一ト ル以	メー トル
25ミリメートル	1,840円	上10 立方	上20 立方	上30 立方	上40 立方	上70 立方	上 100	上 534	以上 円
30ミリメートル	2,620円	メー トル	メー トル	メー トル	メー トル	メー トル	メー トル	メー トル	
40ミリメートル	4,720円	144 円	184 円	234 円	294 円	364 円	444 円	444 円	
50ミリメートル	7,360円								
75ミリメートル以上	16,520円								
公共用	一般用の1.5倍の額								
臨時用	一般用のとおり								824円

7～13 (略)

別表第3 (第36条関係)

1～5 (略)

6 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)
(略)	(略)	(略)
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 従前の牧簡易水道事業の区域			(5) 従前の牧簡易水道事業の区域		
メーターの口径	金額		メーターの口径	金額	
	新設	(略)		新設	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 従前の寺田特設水道事業の区域			(6) 従前の寺田特設水道事業の区域		
メーターの口径	金額		メーターの口径	金額	
	新設	(略)		新設	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7～13 (略)			7～13 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金（この条例の施行の日前から継続して給水をしている場合に限る。）は、この条例による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。